2　安全で確実な避難の確保

○　津波関係都府県は、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）に基づき、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定を行うとともに、沿岸市町村は、都府県の津波浸水想定や市町村地域防災計画に定めた警戒避難体制に関する事項を踏まえ、津波ハザードマップの作成・見直し・周知を推進する。

○　海岸線等（津波の遡上が予想される河川等を含む。以下同じ。）を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、南海トラフ地震が発生した場合において、津波により避難が必要となることが想定される地域（地方公共団体が作成したハザードマップ等に基づき各地方公共団体が設定する地域をいう。以下「避難対象地域」という。）の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容、要配慮者の避難対策等を記載した津波避難計画を策定するとともに、避難誘導体制の強化を図る。その際、避難者及び避難誘導に従事する者の安全に配慮するものとする。また、不特定多数の者が利用する施設の管理者、港湾管理者、危険物等の取扱施設の管理者、船舶の管理者等は、津波避難計画を含む津波への対応策について、策定・見直しを行う。

○　避難場所・避難施設、避難路・避難階段等については、これまでレベル１の津波を想定して整備が図られてきたが、地方公共団体は、これらの施設について、レベル２の津波にも対応できるよう、津波浸水想定等を踏まえ、整備・指定等を着実に推進するとともに、国は、このような地方公共団体の取組に対する総合的な支援を推進する。

○　国等は、「強い揺れや弱くても長い揺れが続けば逃げる」、「大津波警報等を見聞きしたら避難」といった適切な避難行動の基本原則の普及・啓発を強力に推進するとともに、国、地方公共団体、関係事業者は、南海トラフ巨大地震にも対応できるように、防災行政無線、Ｊ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能、ＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化や、災害時に確実に伝達できる人員配置、訓練の実施等を推進する。

【目標】

①　津波ハザードマップの作成支援及び防災訓練の実施【内閣府、消防庁、農林水産省、国土交通省、海上保安庁】

・　津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進、海底地形データの提供により、市町村の津波ハザードマップの作成支援を行うとともに、防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促す。

【具体目標】

・　津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施する市町村の割合平成28年度100％（最大クラスの津波に対して人命を守る観点から緊急に警戒避難体制が必要な市町村）を目指す。（平成24年度策定率14％（最大クラスの津波に対して人命を守る観点から緊急に警戒避難体制が必要な市町村））

・　国と地方公共団体等が協力して、津波情報等伝達・提供訓練、水門・陸閘等の閉鎖訓練、避難・誘導訓練等の津波防災総合訓練を毎年実施する。

②　津波警報等の的確な発表【気象庁】

・　津波警報等を的確に発表するとともに、沖合津波観測データの活用を進める。

【具体目標】

・　より高度な津波シミュレーション技術を用いた津波警報等の更新のための沖合津波観測データについて、平成26年度35観測地点以上（全国）の活用を目指す。（平成24年度０観測地点）

③　防災行政無線（同報系）等の多様な防災情報伝達手段の整備【消防庁】

・　防災行政無線（同報系）を始め災害時に迅速かつ的確に情報を伝達するための消防防災通信システムの整備促進を図る。

【具体目標】

・　防災行政無線（同報系）の整備率100％（推進地域の全市町村）を目指す。（平成25年３月83％（推進地域の全市町村））

・　緊急速報メールの整備率100％（推進地域の全市町村）を目指す。（平成26年２月87％（推進地域の全市町村））

・　Ｊ－ＡＬＥＲＴ自動起動機の整備率平成26年度100％（全国）を目指す。（平成25年５月78.0％（全国））

④　避難勧告・指示の基準の作成【消防庁】

・　津波に係る具体的な避難勧告・指示の発令基準を作成する

⑤　港内における船舶津波対策の充実【海上保安庁】

・　地域特性に応じた港内における船舶津波対策の充実を図る。

・　地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。

⑥　避難路、避難用通路の整備【農林水産省、国土交通省】

・　早期避難が可能となるよう、避難路、海岸堤防スロープ等の避難用通路の整備を推進する。

第３節　総合的な防災体制

１　防災教育・防災訓練の充実

○　災害時に防災情報が的確かつ円滑に活用されるためには、平常時から防災情報について理解しておくことが重要である。また、過去の災害の情報や教訓を蓄積・解析し、繰り返される災害への対策に活かすことが重要である。このため、国、地方公共団体は、平常時からの防災情報の共有・活用及び防災教育・訓練等を体系的に推進する。

【目標】

①　防災研修の推進【内閣府、消防庁】

・　防災研修の推進により、地方公共団体の首長及び職員等の防災対応能力の向上を図る。

②　防災教育の推進【内閣府、消防庁、文部科学省、国土交通省】

・　防災教育の推進により、地域住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。

③　津波防災訓練の実施【内閣府、消防庁、国土交通省】

・　各市町村において、津波避難訓練を実施する。

・　国と地方公共団体等が協力して、津波情報等伝達・提供訓練、水門・陸閘等の閉鎖訓練、救助・救護訓練、道路障害物・港湾危険物撤去訓練、緊急物資輸送訓練等の津波防災総合訓練を毎年実施する。

【具体目標】

・　津波避難訓練の実施のための助言・指導を行うことにより、津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合100％（推進地域の全沿岸市町村）を目指す。

２　ボランティアとの連携

○　国、地方公共団体、関係機関は、災害ボランティアの受付や各種活動の調整を行う災害ボランティアセンターへの情報の提供、ボランティアコーディネーターの育成、ボランティア活動拠点や活動用の資機材の整備等により支援し、ボランティアと連携した復旧対策を効果的に進める。

３　総合的な防災力の向上

○　国、地方公共団体は、被害想定や施設の耐震特性等に関する情報を始めとする地域の災害リスク情報を整備し、それをわかりやすい表現方法と手段で公表し、地域住民等との共有を図り、防災意識の向上を進める。